

滋賀県原子力防災専門委員会設置要領

(目的)

第1条 原子力防災に関し、専門的な見地から指導・助言等を加え、適切な原子力防災対策の推進に資するため、滋賀県原子力防災専門委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 県の原子力防災に関する事項。

(2) 原子力施設および周辺の安全確保に関する事項。

(3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(構成等)

第3条 委員会は委員7人以内で構成する。

2 委員会を構成する委員は、学識経験者その他適当と認める者のうちから、滋賀県知事が就任を依頼する。

3 委員の任期は、2年間とし、他の委員の任期途中で就任した場合は、他の委員の任期までとする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 委員長に事故ある時は、または欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、滋賀県防災危機管理局において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

付 則

この要領は平成24年4月24日から施行する。